

木更津業務核都市基本構想の変更のポイント

1 木更津業務核都市基本構想

- ・平成4年3月に多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づく基本構想の承認を、平成5年10月には変更の承認を得ている。
- ・本基本構想では、木更津業務核都市の整備の基本的方向として、自然と都市サービスを併せ持ち、アメニティにあふれた創造的環境を醸成しつつ、国内各地と世界に直結した人、もの、情報の交流を活発化させ、千葉南地域の中核であるとともに東京湾臨海部の要の業務核都市を目指すこととしている。
- ・また、業務施設集積地区として、かずさアカデミアパーク地区及び木更津都心地区の2地区を設定している。かずさアカデミアパーク地区では、研究開発機能、研究開発型生産機能の整備促進を、木更津都心地区では商業・業務機能・文化機能等の導入整備を図っている。
- ・今回の構想変更では、かずさアカデミアパーク地区における中核的施設の追加を行ったほか、所要の時点修正をした。

2 構想内容の主な変更点

（1）業務集積地区において中核的施設を追加

- ・かずさアカデミアパーク地区において、かずさDNA研究所等の研究シーズを活用した実用化・産業化に対応する産学官共同研究施設である「かずさDNA研究所バイオ共同研究開発センター」を追加した。

（2）整備進捗状況等を反映した記載内容の見直し

- ・本業務核都市に関連する各種整備の進捗状況（東京湾アクアラインの開通、かずさアカデミアセンターの整備等）などを踏まえて記載内容の見直しを行った。

＜参考＞業務核都市とは

- ・業務核都市は、東京中心部への諸機能の集中による職住遠隔化等の大都市問題を解決していくため、多極分散型国土形成促進法において定められた制度である。
- ・業務核都市は、東京圏における諸機能の適正な配置先となるとともに、首都圏基本計画で掲げる「分散型ネットワーク構造」の形成のため、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い、連携・交流の要となる「広域連携拠点」として育成・整備が図られるものとされている。
- ・業務核都市基本構想で定められた中核的施設の整備にあたっては、一定の条件を満たすことにより、税制面、資金面等での支援措置が受けられる。
- ・現在、本構想を含め、11拠点の業務核都市基本構想が承認・同意されている。